

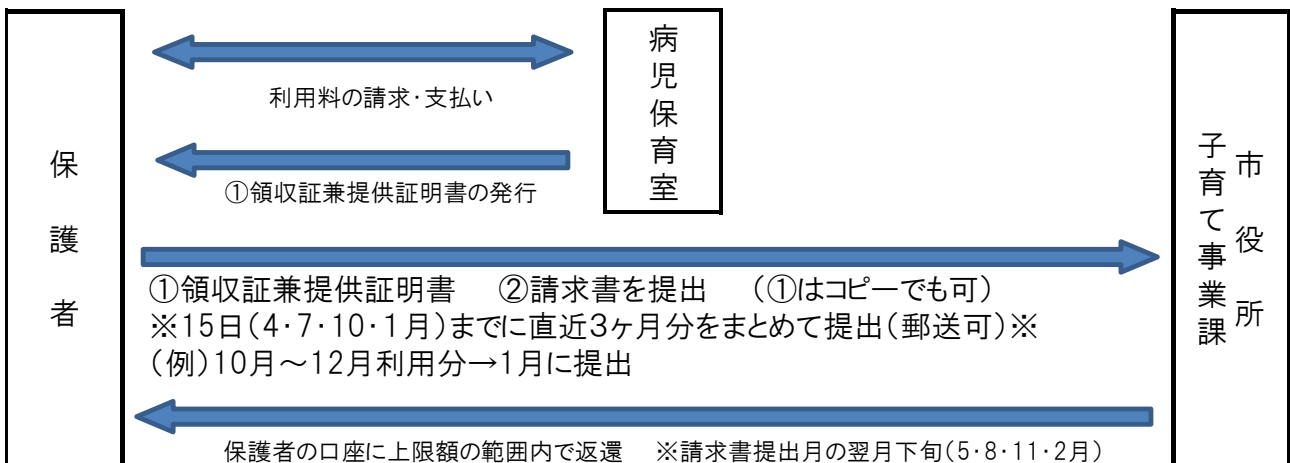
病児保育利用料の請求方法について

幼児教育・保育の無償化による「病児保育施設利用料」については、一度施設にお支払いいただき、後日市から保護者へ返還となります。保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた方は、以下の手順で市役所に請求して下さい。

※幼児教育・保育の無償化の対象者となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

利用・請求の流れ

＜病児保育施設利用料(償還払い)＞



※病児保育の他に、認可外保育施設や一時預かり事業を併用して利用している場合は、認可外保育施設等で、請求書等の提出書類のとりまとめを行っている場合があります。その場合は、病児保育の利用料分も含めて、認可外保育施設等に、提出書類を提出期限の15日(4・7・10・1月)までに提出して下さい。

提出書類

- ① 特定子ども・子育て支援の提供に係る**領収証兼提供証明書** ※1
- ② 施設等利用費**請求書**（償還払い用）※2、3
 - ※1 領収証兼提供証明書は施設が発行します。
 - ※2 請求書の様式は市 HP からダウンロードして下さい。
 - ※3 請求書は施設が発行した領収証兼提供証明書の情報をもとに作成してください。

提出期限・支払いなど

下表のとおり、支払いは年4回です。利用月の区分どおりに請求してください。請求が遅れた場合は、次の区分で請求してください(1枚の請求書で3か月分の請求が可能)。

区分	利用月	提出期間	支払日
①	4・5・6月	7月1日～ <u>15日</u>	8月下旬
②	7・8・9月	10月1日～ <u>15日</u>	11月下旬
③	10・11・12月	1月1日～ <u>15日</u>	2月下旬
④	1・2・3月	4月1日～ <u>15日</u>	5月下旬

※書類提出期限が土日祝の場合は翌営業日とします。

《問い合わせ先》

枚方市 子ども青少年部 子育て事業課

TEL:072-841-1471(直通) FAX:072-841-4319

住所:〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号